

任命権者・所属担当者の皆様へ

任命権者・所属担当者のみなさまは、被災職員から災害が発生したと報告を受けたらすぐに**必要書類**の作成を指示し、速やかな認定請求書提出や医療機関への書類の提出に努めてください。
認定請求が遅れると、医療機関等への療養費の支払いの遅れが発生し、さらに理由のない請求の遅延は正確な事実関係の確認が困難になり、認定できない場合があります。

* 認定請求や療養補償請求に必要な書類とは

被災職員は基金に提出する「認定請求に関する書類」と医療機関や薬局に提出する「療養補償に関する書類」を準備・作成する必要があります。
療養費の請求に使用する様式は、被災職員が通院している医療機関が大阪府医師会に加入しているのか否か、薬局なのか、接骨院・整骨院なのか等で異なるため、災害が発生したら所属担当者は被災職員の状況をしっかりと聴取し、的確な指示を行うよう努めてください。

* 認定請求は速やかに実施

制度・認定基準等を被災職員によく説明のうえ、被災職員に公務（通勤）災害請求の意思があるかを確認してください。その後、速やかに認定請求に必要な用紙を被災職員に交付してください。
医療機関からの診断書には初診日、療養見込み期間を記入してもらうように指示してください。

* 認定請求書の内容、添付書類等に不備がないか速やかにチェックし、所属は任命権者へ、任命権者は基金に提出

被災職員から認定請求書を受け取った所属担当者は事実の調査、書類を整備のうえ、所属長の証明を付し、任命権者に提出してください。
その後、任命権者は事実の確認、書類を調整のうえ、任命権者の意見を付して当支部へ提出してください。

* 認定通知書が届いたら、各種補償の申請手続きへ移行

当支部での審査・認定後、「認定通知書」は任命権者を経由して送付しますので、被災職員に遅滞なく交付し、各種補償関係の説明を行ってください。